


# 蒲郡市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック



 蒲郡市

## 目 次



- 1 蒲郡市パートナーシップ宣誓制度の目的 …3 ページ
- 2 パートナーシップとは …3 ページ
- 3 宣誓をすることができる方 …4 ページ
- 4 パートナーシップ宣誓の流れ …6 ページ
- 5 宣誓時に必要な書類 …8 ページ
- 6 宣誓後について …9 ページ
- 7 東三河5市での連携協定について …10 ページ
- 8 Q&A …11 ページ

## 1 蒲郡市パートナーシップ宣誓制度の目的

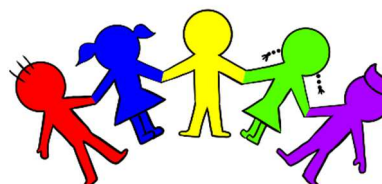
### 「多様な個性を生かした魅力のあるまち」を目指して

蒲郡市は、第3次蒲郡市男女共同参画プランの基本理念である「多様な個性を生かした魅力のあるまち」を目指しています。

こうした理念のもと、誰もがお互いの違いを認め合い、希望に沿った生き方を選択できる社会を築いていくため、「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情により婚姻制度を利用できず、生きづらさを抱えているお二人のパートナーシップを認証し、お二人がお互いを人生のパートナーとして、いきいきと輝き活躍されることを応援するものです。

制度の導入により、市民や事業者の皆様にも性的マイノリティの方などに対する理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会、多様性が受け入れられる社会の実現を目指していきます。



## 2 パートナーシップとは

蒲郡市におけるパートナーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係」としています。

蒲郡市でパートナーシップの宣誓をすることができる方は、同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、バイセクシャル（男性、女性の両方に魅力を感じる人）など、一方又は双方が性的マイノリティの方々や、様々な事情によって、婚姻制度を利用できず、生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象としています。

### 3 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするには、お二人ともが以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方

(2) 蒲郡市民であること、または転入を予定していること

お二人ともが市内に住所を有していること、又は3か月以内に市内に転入を予定していること。

※市内に転入予定の場合

宣誓書兼確認書に転入予定日を記入していただきます。転出証明書などの転入を予定している事実が確認できる書類を提出してください。

(3) 配偶者がいないこと

戸籍抄本又は独身証明書を提出してください。

外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）等を提出してください。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

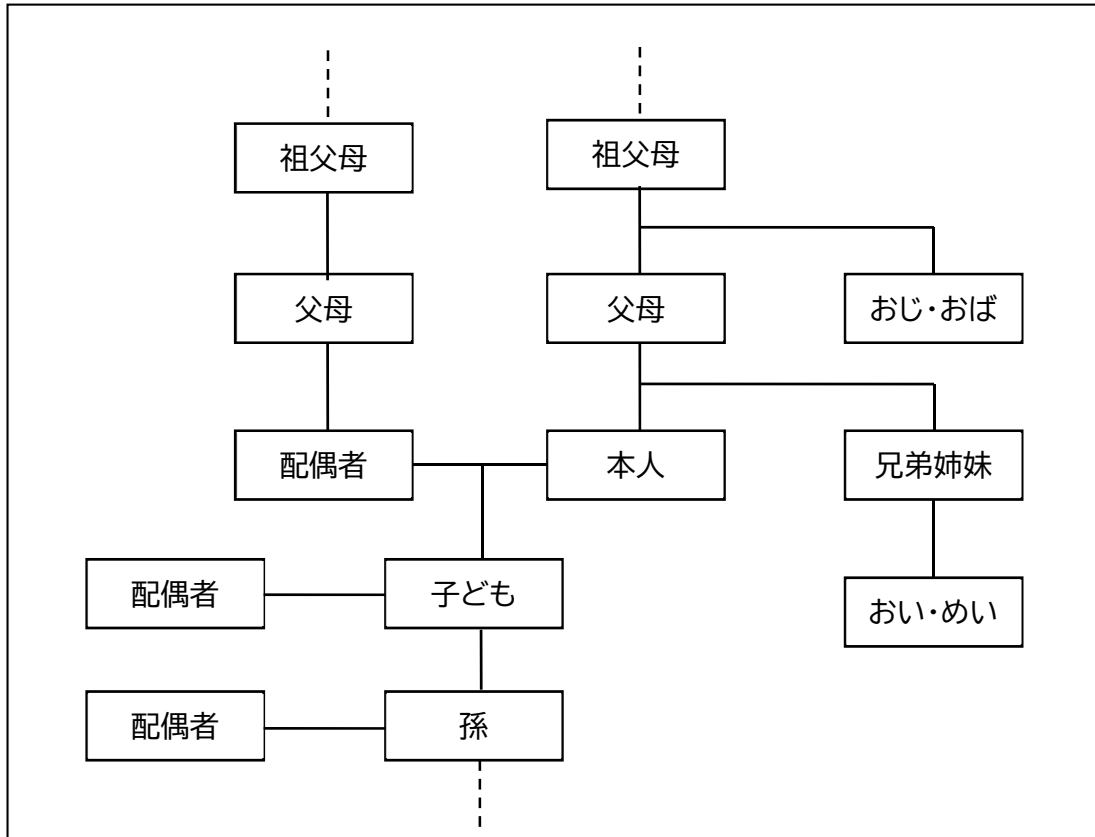
すでに宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方や、宣誓者の方とのパートナーシップの宣誓・登録を他の自治体で行っており宣誓書受領証等を返還していない場合は宣誓できません。

(5) 宣誓者同士が民法に規定する婚姻できない関係（近親婚など）でないこと

民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。

ただし、パートナーの関係にある近親者でないお二人が養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

# パートナーシップの宣誓をすることができない近親者の範囲



## 4 パートナーシップ宣誓の流れ

### (1) 電話またはメールで宣誓日を予約

- ・宣誓を希望される日の原則3日前（土、日、祝日、年末年始を除く）までに電話またはメールで予約をしてください。
- ・宣誓の日時や必要書類等の調整、確認を行います。
- ・宣誓日時は状況等によりご希望に添えない場合があります。
- ・宣誓ができる時間帯は、平日の午前9時から午後5時までです。

<予約連絡先>

電話：0533-66-1179

メール：[kyodo@city.gamagori.lg.jp](mailto:kyodo@city.gamagori.lg.jp)

### (2) パートナーシップの宣誓

- ・予約した日時に必要書類（8ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人そろってお越しください。
- ・市の職員の面前でパートナーシップ宣誓書兼確認書に自署し、ご提出いただきます。
- ・提出書類による要件確認及び本人確認を行います。

※宣誓場所は、蒲郡市役所本庁舎内のプライバシーに配慮した場所をご用意します。

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を原則即日交付します。

※パートナーシップの宣誓から受領証等交付まで、1時間程度かかります。

## パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）

第2号様式(第6条四種)

宣誓第 号

### パートナーシップ宣誓書受領証

様 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。

パートナーとして互いに支え合い、共に歩まれる、お二人のご多幸を願うとともに、お二人が個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日  
蒲郡市長 鈴木 寿明 印


[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

**注意事項**  
次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出てください。

- (1) 氏名(通称を含む)に変更があったとき
- (2) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき
- (3) 市内に住所を有しなくなったとき
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき


※届出の際には、宣誓書受領証等を市に返還してください。



**この宣誓書受領証を提示された方へ**  
蒲郡市は、「多様な個性を生かした魅力のあるまち」の実現を目指しています。この宣誓書受領証は、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した2人の「パートナーシップ宣誓書」を蒲郡市が受領したことを証するものです。  
法的な効力を有するものではありませんが、この宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

## パートナーシップ宣誓書受領カード（運転免許証サイズ）

(表面)

 **パートナーシップ宣誓書受領カード**

蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。

様 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 宣誓第 号

年 月 日 蒲郡市長 鈴木 寿明 印

(裏面)

蒲郡市は、「多様な個性を生かした魅力のあるまち」の実現を目指しています。この受領カードは、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の「パートナーシップ宣誓書」を蒲郡市が受領したことを証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この受領証カードの掲示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]

\_\_\_\_\_

[特記事項]

\_\_\_\_\_

## 5 宣誓時に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、宣誓書兼確認書への記入のほか、要件確認及び本人確認のため、以下の書類が必要です。

### (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

3か月以内に発行されたもの（本籍、世帯主及び続柄、住民票コード、個人番号の記載は不要）をお一人1通ずつお持ちください。

ただし、宣誓書兼確認書において、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意をいただくことで、省略することができます。

また、市内に転入予定の方は、転出証明書などの転入を予定している事実が確認できる書類をお持ちください。

### (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等）

3か月以内に発行された戸籍抄本又は独身証明書等を本籍地の市町村で取得し、お一人1通ずつお持ちください。

外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書等を、日本語訳を添付してお持ちください。

### (3) 本人確認ができるもの

下記の書類を1点又は2点お持ちください。

1点の提示で足りるもの	2点の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人番号カード （マイナンバーカード）</li><li>・ 旅券（パスポート）</li><li>・ 運転免許証</li><li>・ 在留カード</li><li>・ 官公署が発行した顔写真付き 身分証明書 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民健康保険、健康保険、 船員保険、介護保険、 後期高齢者医療保険の被保険 者証</li><li>・ 共済組合員証</li><li>・ 年金手帳</li><li>・ 国民年金、厚生年金保険の 年金証書 など</li></ul>

### (4) 通称名を使用する場合に必要な書類

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かる通称名が記載された書類（社員証、学生証、電気料金等の請求書、郵便物など）を2種類お持ちください。



## 6 宣誓後について

再交付・返還の場合も、事前に電話またはメールでご予約ください。

### (1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

宣誓書受領証等を紛失や汚損等した場合、また改姓や改名等により宣誓書受領証等の記載事項に変更が生じた場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により再交付します。

※紛失以外の場合は宣誓書受領証等を添付してください。

### (2) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次の場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」により受領証等を返還してください。

- ①宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき
- ②一方又は双方が市外に転出したとき
- ③婚姻又は他の者とパートナーシップを形成したとき
- ④パートナーの一方がお亡くなりになったとき
- ⑤パートナーシップ宣誓が無効となったとき

宣誓者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は宣誓書受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ宣誓は無効となります。

## 7 東三河5市での連携協定について

蒲郡市、豊橋市、豊川市、新城市及び田原市（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携について、協定を締結しています。

本協定により、締結自治体の中で転出・転入する場合には、手続きが簡略化されます。

※転出元及び転入先の双方の締結自治体において宣誓制度の対象となる場合に限りです。

### (1) 蒲郡市から連携自治体へ転出するとき

パートナーシップの宣誓をされている方々が、蒲郡市から連携自治体へ転出する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」及び「受領証等」の返還手続きが不要となります。

受領証等は、転入先の連携自治体へ返還してください。

### (2) 連携自治体から蒲郡市へ転入するとき

連携自治体において、パートナーシップの宣誓をされている方々が蒲郡市へ転入する場合には、再度の宣誓は不要となります。

連携自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等を添付し、パートナーシップ宣誓申告書を提出いただくことにより、当初の宣誓日を引き継いだ宣誓書受領証等を交付します。

※8ページ「5 宣誓時に必要な書類」のうち、(2)の書類が不要となります。

## 8 Q&A

### Q1 蒲郡市パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、蒲郡市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力は有しません。

この制度は、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束したお二人から宣誓を受けて、受領証を交付し、お二人がお互いを人生のパートナーとして、いきいきと輝き活躍されることを応援するものです。

### Q2 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか？

同性パートナーに限定した制度ではなく、宣誓の要件を満たしていれば、性的マイノリティの方のほか、事実婚の関係の方でも宣誓できます。

### Q3 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍抄本等の要件確認書類の交付手数料は自己負担となります。

### Q4 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか？

郵便やメールでの宣誓はできません。必ずお二人でお越しいただき、意思確認をしたうえでその場で宣誓書兼確認書に記入していただきます。

### Q5 代理人でも宣誓できますか？

代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人でお越しください。

### Q6 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

文字を書くことが困難な場合には、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。

### Q7 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパート

ナーとして、共同生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

**Q8 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？**

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

**Q9 宣誓書受領証は即日交付されますか？**

書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則即日交付しますが、宣誓から宣誓書受領証と宣誓書受領カードの交付までに1時間程度かかります。また、要件確認や宣誓書受領証と宣誓書受領証カードの作成のため、後日交付となる場合があります。

**Q10 パートナーシップ宣誓書受領証はどこで使えますか？**

蒲郡市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力は有しませんが、宣誓書受領証等を提示することで、家族としての利用ができる制度やサービスがあります。市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に提示してください。

制度の導入により、市民や事業者の皆様には性的マイノリティの方などに対する理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会、多様性が受け入れられる社会の実現を目指していきます。

## 蒲都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（参考）

（趣旨）

第1条 この要綱は、互いの違いを認め合い、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、希望に沿った生き方を選択できる社会及び多様な個性を生かした魅力のあるまちの実現を目指すため、パートナーの関係にある二者が、その自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係（当事者同士がパートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより、当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、共に市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書兼確認書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該宣誓をしようとする者が自ら記入することができないときは、当該者の立会いのもとで、他の者に代筆させることができる。

- (1) 市内に住所を有する者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類。ただし、当該者は、宣誓の日から3か月以内に、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。
- (3) 戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを

証する書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 在留カード
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 宣誓書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、宣誓をしようとする者は、第1項第1号又は第2号の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

（通称名の使用）

- 第5条 宣誓をしようとする者は、社会生活上において氏名以外の呼称を通称名として通用している場合には、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。
- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、当該通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

（宣誓書受領証等の交付）

- 第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（第3号様式）（以下これらを「宣誓書受領証等」という。）を交付するものとする。

（宣誓書受領証等の再交付）

- 第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損等の事情により当該宣誓書受領証等の再交付を受けようとするときは、第9条各号のいずれかに該当する場合を除き、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓書受領証等の再交付を受ける場合にあつては、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添えなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

(宣誓書受領証等の変更)

第8条 宣誓者は、改姓、改名等により宣誓書受領証等の記載事項に変更が生じたときは、再交付申請書に宣誓書受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の提出を要しない。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあっては、戸籍抄本（当該改姓又は改名後のものであって、変更届の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による変更の届出として再交付申請書の提出を受けたときは、当該変更を行った宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第5号様式）を市長に提出し、宣誓書受領証等を返還しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の返還を要しない。

(1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号又は第3号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(宣誓の無効)

第10条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は宣誓書受領証等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めるものとする。

(協定による手続き)

第11条 市長は、市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体（以下「締結自治体」という。）から市内に転入した二者が、締結自治体からパートナーシップの宣誓に係る受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、市内転入後も当該パートナーシップを継続しようとするときは、宣誓書受領証等を交付することができる。この場合において、宣誓の日は、締結自治体における宣誓の日を引き継ぐものとする。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ宣誓申告書（第6号様式）

(2) 締結自治体受領証等

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告書を提出する日以前3か月以内

に発行されたものに限る。)

- 3 申告書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、転入宣誓者は、前項第3号の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。
- 4 市長は、第2項の規定による書類の提出があった場合は、同項第2号の書類を添えて、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書(第7号様式)により、受領証等交付の事実を、転入宣誓者の転出元である締結自治体に通知するものとする。
- 5 市から締結自治体に転出した宣誓者(以下「転出宣誓者」という。)が協定に基づき手続を行い、転入先である締結自治体から前項の規定に類する通知があった場合は、第9条の届出を省略することができる。
- 6 前各項に規定する手続については、転入宣誓者及び転出宣誓者の同意を得ている場合に限り実施するものとする。
- 7 第4条第2項の規定は、第2項の転入宣誓者について準用する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。



## 蒲郡市パートナーシップの宣誓制度に係る自治体間連携 に関する協定書（抜粋）

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、締結自治体のいずれかの宣誓制度を利用している者（以下「宣誓者」という。）が安心していきいきと生活できるよう支援することを目的とする。

### （対象者）

第2条 次条の規定による手続きの対象者は、令和4年7月1日以降に締結自治体の間で住所の異動をした宣誓者とする。

### （内容）

第3条 締結自治体は、前条の規定に該当する宣誓者については、すでに他の締結自治体で、パートナーシップ宣誓書受領証等（以下「受領証等」という。）の交付を受けている事実を踏まえ、再度の宣誓手続きの負担軽減を図るため、締結自治体がそれぞれ要綱等で定めるところにより、簡易な手続きで受領証等を交付するものとする。

2 前項の規定により受領証等を交付したときは、その旨を、宣誓者の転出元の締結自治体に通知するものとする。

3 締結自治体は、第1項の規定による受領証等の交付事務に必要なときは、転出元の締結自治体に対して、関係書類の写しの交付を求めることができるものとする。

4 前3項の規定による手続きは、転出元及び転入先の双方の締結自治体において宣誓制度の対象となる場合で、宣誓者から当該手続きの実施について同意を得ている場合に限り実施するものとする。

### （協定の解約）

第4条 締結自治体のいずれかに、この協定を継続できない事情が発生したときは、締結自治体が協議のうえ、この協定を解約できるものとする。

### （個人情報の取り扱い）

第5条 締結自治体は、この協定に基づき共有する当事者の個人情報について、各自自治体の個人情報の保護に関する条例に基づき適切に取り扱うものとする。

### （協議）

第6条 締結自治体は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、締結自治体が協議の上、定めるものとする。

3 締結自治体のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、締結自治体が協議の上、必要な変更を行うものとする。

(効力発生日)

第7条 この協定は、令和4年7月1日からその効力が生じる。



蒲郡市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック  
令和4年1月4日  
令和4年7月1日 改定

蒲郡市パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせ、ご相談先

蒲郡市 市民生活部 協働まちづくり課  
電話 0533-66-1179  
FAX 0533-66-1196  
MAIL [kyodo@city.gamagori.lg.jp](mailto:kyodo@city.gamagori.lg.jp)